

新型コロナウイルス感染症支援を含む各種支援策等のご案内

《給付金・助成金》

◇中小企業庁（国） 事業復活支援金	法人:最大250万円 個人:最大50万円	2022年3月までの見通しを立てられるよう、コロナ禍で大きな影響を受ける事業者、地域・業種問わず、固定費負担の支援として、5か月分の売上高減少額を基準に算定した額を一括給付します。 (※不正受給を防ぐために商工会・商工会議所・金融機関等の事前確認が必要となります。) 申請開始時期：未定
◇厚生労働省（国） 雇用調整助成金	判定基礎期間の初日が令和4年3月までの助成率 中小企業:9/10(解雇等を行わず雇用を維持した場合) 4/5(上記以外の場合) 10/10(業況特例または地域特例に該当する事業所) ※一人一日あたりの上限額があります。	「新型コロナウイルス感染症の影響」により、「事業活動の縮小」を余儀なくされた場合に、従業員の雇用維持を図るために、「労使間の協定」に基づき、「雇用調整(休業)」を実施する事業者に対して、休業手当などの一部を助成するものです。 また、事業主が労働者を出向させることで雇用を維持した場合も、本助成金の支給対象となります。 対象期間：～令和4年3月31日分まで
◇香川県 営業活動回復加速化 支援金	1事業者当たり上限30万円	全国的な緊急事態措置や香川県におけるまん延防止等重点措置区域の適用解除を受け、地域経済が回復に向けて動き出していく中で、なお、新型コロナウイルス感染症の影響が残る事業者を下支える支援を行うことにより、早期の営業活動の回復や次の事業展開につなげるものです。 申請期間：令和4年1月18日～2月28日
◇(第2回)香川県 公共交通等利用回復 緊急支援給付金	バス事業者:10万円/台 タクシー事業者:5万円/台 運転代行事業者:4万円/台	香川県内公共交通機関等の維持・確保を図るため、バス事業者、タクシー事業者、運転代行事業者に対して、事業用車両数又は随伴用自動車数に応じた給付金を支給します。 申請期間：令和3年12月23日～令和4年1月31日
◇さぬき市 事業継続応援金	1事業者当たり 「香川県営業継続応援金(第3次)の支給金額の2分の1に相当する額(※上限10万円)	新型コロナウイルス感染症の影響の長期化により、大きな影響を受けた事業者に対し支援を行います。 ※香川県営業継続応援金(第3次)の支給決定内容が分かる書類が必要です。 申請期間:令和3年11月19日～令和4年2月18日
◇さぬき市 営業時間短縮協力金	1事業者当たり 「香川県営業時間短縮協力金(第8次)の支給金額の2割相当する額(※上限10万円)	新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく香川県知事の営業時間短縮の協力要請に応じた事業者に対し支援を行います。なお、協力金は、「飲食店等協力金」及び「大規模施設等協力金」の2種類です。 ※香川県営業時間短縮協力金(第8次)の支給決定内容が分かる書類が必要です。 申請期間:令和3年11月19日～令和4年2月18日

《税制改正関連》

退職所得課税の適正化	現状の退職給付の実態を踏まえ、勤続年数5年以下の法人役員等以外の退職金についても、雇用の流動性等に配慮しながら、退職所得控除額を控除した残額のうち300万円を超える部分について、2分の1課税の平準化措置の適用から除外することとします。 計算式：(収入金額-退職所得控除額)×1/2×税率=退職所得に係る所得税額 ※令和4年分以後の所得税について適用します。
法人課税 デジタルトランス フォーメーション (DX)投資促進税制の創設	デジタル技術を活用した企業変革を進める観点から「つながる」デジタル環境の構築(クラウド化等)による企業変革に向けた投資について、税額控除(5%・3%)又は特別償却(30%)ができる措置を創設します(2年間の時限措置)
法人課税 コロナ禍を踏まえた賃 上げ及び投資の促進に 係る税制の見直し(人 材確保等促進税制)	新たな人材の獲得及び人材育成の強化を促しつつ、第二の就職氷河期を生み出さないようにする観点から、新規雇用者に対する給与を一定割合以上増加させた企業に対して、新規雇用者給与等支給額の一定割合を税額控除できる措置を講ずることとします。(2年間の時限措置)加えて、事業変革に向けた人材投資(教育訓練費)を増加させた企業に対しては、税額控除率を上乗せします。
繰越欠損金の控除上限の特例の創設	コロナ禍の厳しい経営環境の中、赤字であっても果敢に前向きな投資(※カーボンニュートラル、DX、事業再構築・再編等)を行う企業に対し、コロナ禍の影響を受けた2年間に生じた欠損金額について、その投資額の範囲内で、最大5年間、繰越欠損金の控除限度額を最大100%(改正前:所得の金額の50%)とする特例を創設します。

《融資制度関連》

◇日本政策金融公庫 新型コロナウイルス 感染症特別貸付	新型コロナウイルス感染症の影響を受け、一時的な業況悪化を来している方であって、次の1または2のいずれかに該当し、かつ中長期的に業況が回復し、発展することが見込まれる方。 1. 最近1ヵ月間の売上高または過去6ヵ月の平均売上高が前3年のいずれかの年の同期と比較して5%以上減少している方 2. 業歴3ヵ月以上1年1ヵ月未満の場合等は、最近1ヵ月間の売上高または過去6ヵ月の平均売上高が、次のいずれかと比較して5%以上減少している方 (1) 過去3ヵ月の平均売上高、(2) 令和元年12月の売上高、(3) 令和元年10月から12月の平均売上高 ※売上減少要件について中小企業基盤整備機構が定める要件を満たせば、当初3年間の利息が補給され、「実質無利子化」となります。 融資取扱期限：2022年3月31日
◇中小企業基盤整備機構 特別利子補給制度 (実質無利子化)	

詳細については、商工会までお気軽にご相談ください。

お問い合わせは

さぬき市商工会

<http://www.shokokai-kagawa.or.jp/sanukishi/>

本所 TEL 087-894-3888

支所 TEL 0879-43-2340



公式Facebook、公式Instagram始めました! 施策情報やさぬき市の情報を発信しています! 「いいね!」フォローをお願いします!

尚、本紙の情報は、2021年12月22日現在の情報です。